

幌延町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

I 行動計画作成の背景

1 作成の趣旨

新型インフルエンザは、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されます。

このため、平成 25 年 4 月に、病原性の高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最少となるようにすることを目的に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が制定され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図ることとしています。

そこで、特措法では、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす、またはそのおそれがある場合に、政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」）を発出することが明記されており、発出時は、市町村に対策本部を設置することが義務付けられている。

そこで、特措法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、本町全体の態勢を整備するため、「幌延町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定するものです。

2 本町行動計画の位置づけ及び対象とする感染症

□本町行動計画は、特措法に基づき、幌延町における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び町が実施する措置等を示すもので、新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び北海道新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく市町村行動計画に位置付けられています。

□対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症は、政府行動計画及び道行動計画と同じく、以下のとおりです。

- ①新型インフルエンザ 感染症法第 6 条第 7 項第 1 号
 - ②再興型インフルエンザ（過去に世界で流行したインフルエンザ） 感染症法第 6 条第 7 項第 2 号
 - ③新感染症（その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの） . . . 特措法第 2 条第 1 号において限定
- 《対策の効果 概念図》

II 対策に関する基本的な方針

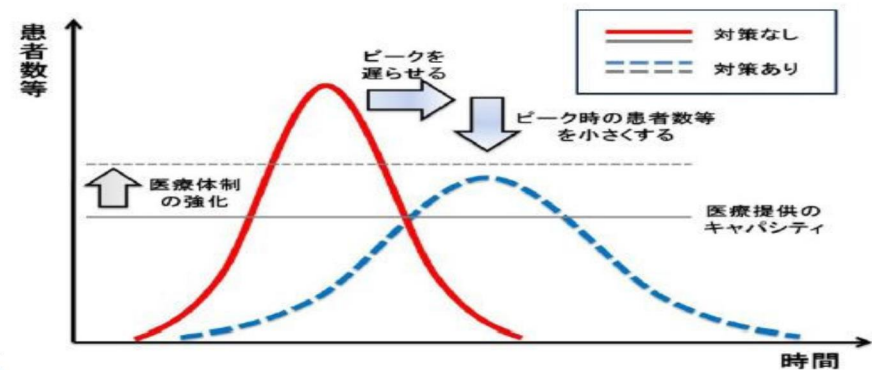
1 対策の目的

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
- ・町民の生活及び経済に及ぼす影響が最少に抑える。

2 対策の基本的考え方

本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものです。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原性の特徴、流行の状況、その他の状況を踏まえ、人権への配慮経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等を記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定します。



Ⅲ 行動計画の構成

第1章 初めに (1頁～2頁)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定、町行動計画の位置づけ

第2章 新型インフルエンザ等対策の基本的な方針 (3頁～15頁)

対策の目的、基本的な考え方、対策実施上の留意点、発生時の被害想定、対策推進のための役割分担、行動計画の主要5項目

[主要5項目]

- (1) 実施体制・・・・・・・・・・政府対策本部設置に合わせて、町対策本部を設置
- (2) 情報提供・共有・・・・・・・・町民、事業者等への迅速な情報提供
- (3) 予防・まん延防止・・・・・・・・予防接種の実施
- (4) 医療・・・・・・・・・・医療提供体制の確保
- (5) 町民生活及び町民経済の安定の確保・・町民生活に関わる重要事業の継続・食料、生活必需品の安定供給、要援護者等への支援

第3章 各段階における対策 (16頁～34頁)

新型インフルエンザ等の発生段階ごとに、主要5項目の対策を規定(別紙)

[発生段階]

- (1) 未発生期
 - ・新型インフルエンザ等が発生していない状態
- (2) 海外発生期
 - ・海外でインフルエンザ等が発生した状態
- (3) 国内発生早期
 - ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触履歴を疫学調査で追うことができる状態
 - (地域未発生期) 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
 - (地域発生早期) 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴が確認できる状態
- (4) 国内感染期
 - ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
 - ・国内でも都道府県によって状況が異なる可能性がある
 - (地域未発生期) 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
 - (地域発生早期) 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者接触歴を疫学調査で追うことができる状態
 - (地域感染期) 道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態
(感染拡大からまん延、患者の減少に至る期間を含む)
- (5) 小康期
 - ・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

IV 発生段階ごとの主な対策の概要

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 事前の準備 発生に備えた継続的な情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 道内発生に備えての体制整備 積極的な情報収集と的確な情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 流行のピークの遅延対策 感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 対策を感染拡大防止から被害軽減へ転換 医療体制、町民生活及び町民経済の維持 	<ul style="list-style-type: none"> 第一波からの早期回復 第二波発生の早期探知
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 町行動計画の策定 連携体制の強化等 	<ul style="list-style-type: none"> 町対策本部の設置（任意設置） 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 国の緊急事態発出時 町新型インフルエンザ等対策本部を設置 </div>		<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言が解除された場合、本町対策本部を廃止
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> 町民等への情報提供 情報提供体制整備 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 新型インフルエンザ相談窓口を設置 </div>			<ul style="list-style-type: none"> 第二波発生の注意喚起 相談窓口等の体制の縮小
予防・まん延防止	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 基本的な感染予防対策の啓発 </div>				
	<ul style="list-style-type: none"> 住民に対する予防接種の体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 国の方針を踏まえた特定接種の実施 住民接種の準備 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 町民への予防接種 </div>		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ☆道の行う外出自粛、施設の使用制限等への協力 </div>				
医療	<ul style="list-style-type: none"> 道への協力（地域医療体制の整備） 	<ul style="list-style-type: none"> 道への協力（患者搬送体制の確保等） 	<ul style="list-style-type: none"> 道への協力（患者搬送体制の確保等） 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅療養患者等への支援 	
町民生活及び経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者への生活支援の検討、調整 火葬能力の把握 物資、資材の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防の準備について事業者に周知 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 消費者としての適切な行動の呼びかけ（☆各種サービス水準の低下周知） </div>		
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ☆水の安定供給 ☆生活関連物資の価格安定等の要請 </div>		
					<ul style="list-style-type: none"> ☆要援護者への生活支援の実施 ☆埋葬・火葬の特例、遺体一時保管場所の確保

☆ 国の緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置